

児童手当のご案内



※お子様が生まれた日の同月内または15日以内に申請してください。

手続きが遅れますと一部手当が受けられなくなりますので注意してください。

【児童手当の内容】

○支給対象

高校生年代までの児童を養育している方に支給します。
(18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童)



○支給額

児童1人につき

	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上 18歳年度末迄	10,000円	30,000円

第3子以降は、大学生年代(18歳年度末経過後～22歳年度末迄)迄の子のうち、親が経済的負担をしている場合、年長者から第1子、第2子、第3子・・・と数えます。
子どもが別居していても、経済的負担をしてればカウントします。
大学生年代の子の経済的負担をしており、第3子以降加算を受けるには「監護相当・生計費負担の確認書」の提出が必要です。

○支払時期

原則として、12、2、4、6、8、10月の7日
(それぞれの前月分までが支払われます。)



【支給開始月】

申請をした日の翌月分から支給されます。

→月末に出生や転入をしてその同月内に申請ができない場合は、
誕生日や転出予定日から15日以内に申請をすれば、月をまた
がっても、誕生日等の翌月分から支給されます。

<以下のような場合は、届出が必要です>

- ・受給者が津市外に転出したとき
- ・児童手当を受給している方に新たに児童が生まれたとき
- ・児童を養育しなくなったとき
- ・婚姻等により生計の中心者が変わったとき
- ・受給者が公務員になったとき
- ・児童と別居することになったとき(単身赴任、離婚、施設入所等)
- ・受給者又は児童が死亡したとき

